

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷九第

行發日一月二十年八正大

論 說

労働と資本との根本的協調……………法學博士 田島 錦治

特別課徴の利害并に其當否……………法學博士 神戸 正雄

所帶統計概説(二)……………法學博士 財部 靜治

植民地の土地政策(一)……………法學博士 山本美越乃

明治の米價調節(四)……………法學士 本庄榮治郎

時事問題

労働組合の公認問題……………法學博士 戸田 海市

海上再保險官營問題……………法學士 小島昌太郎

雜 錄

我國における新ブルジョア階級の成立(一)……………圓谷 弘

鄧牧の「伯牙琴」……………法、文學士 小島 祐馬

獨逸の戰時財産差増稅新法案に就て……………法學士 汐見 三郎

經濟論叢第九卷總目錄……………編輯 委員

經濟論叢

第九卷 第六號 (通卷第五十四號)

大正八年十二月發行

論 說

勞働と資本との根本的協調

田 島 錦 治

第一節 緒

熟ら世界大戰後に於ける我國の現状を考察するに甚た憂慮に禁えざるものあり。蓋し戰勝の結果は必ずしも國民全般に向て永久的利福を齎らさずして、唯民衆の一部を利して他の大部を損し又其利益は外面的にして實質的に非ず、唯一時の好果を收めて却て惡弊を永く將來に残すあり。例へば戰勝か國民の愛國的自尊心を高めたるは可なれども、勝に狎れて敵を侮るの風を長したる弊なからず。軍事關係者にして往々我軍隊の忠勇を賞讃するの餘り、他交戰國の軍隊の弱點短處を口にする者あるを耳にす。斯の如きは謂ゆる勝ちて兜の緒を締むる古訓に乖り、我武士道の本義を忘るゝ者にして、實に寒心に禁えざるなり。又戰時及び戰後に亘りて各交戰國に瀰漫したる

民主主義及び社會主義の潮流は東洋唯一の立憲君主國にも押寄せ來り、學者の筆に鼓舞せられ、政客の口に高調せられ、之に由りて舊來の階級制度・官僚主義・及び資本專制の短處を暴露し、之か改造革新を促かすの效あるは固より否むべからずと雖も、更に群衆心理の意馬を過度に刺激して、知らず識らず埒外に奔逸せしめ、階級的利益の爲めに社會の安寧秩序を紊り、國家の公益に背くか如き弊なからず。近時各處に蜂起する同盟罷業・怠業の如き・工場及び機械の破壊の如きは即ち是にして、學者論客往々之を以て勞働者階級の民主主義的覺醒なりとする者あれども、余は竊かに其尙ほ迷蒙にして覺醒に非ざるを恐る。又戰時及び戰後に亘る所の經濟事情の異常なる變動は、我國にも多大の影響を及ぼし、或種類の生産業の迅速なる勃興となり、輸出貿易の驚く可き増加となり、運送特に海運業の空前の殷盛となり、海外特に交戰場たりし諸國に於ける物資の壊滅及び缺乏は我國の物資を吸收すること日に月に甚しく、之が爲め我國に於ける通貨は益々膨脹して物資は缺乏し、物價は日に月に奔騰して止まる所を知るなし。而して政府當局者は此物價騰貴を以て世界共通の事實にして主として物資の缺乏より來るものとなし、成るべく放任的政策を執るを可とし、通貨の縮少及び必需品原料品の輸出制限の如き有效なる政策を執るを敢てせず。斯の如きは一には物資の大缺乏に苦しめる外國に對して實に無上なる仁惠的政策と謂ふべく彼の缺乏を濟ふか爲めに我の缺乏を來すものに外ならず。二には我國一部の生産業者輸出業者及

ひ運輸業に向て絶大の庇護を與へて、一般國民を其犠牲に供するものなり、何となれば一般物價の騰貴は國民所得の減少を意味し、一部暴富者の養生は多數貧民の増加を伴ひ、而して前者の奢侈又は蓄財は後者の困乏又は負債を惹起すものなればなり。

夫れ一般物價の日に月に騰貴の一方にのみ向ふ現時の狀勢に於て商工業者特に大規模の企業者が莫大なる利益を獲得しつゝあるは固より論を待たず。而して之と同時に彼等の雇使する所の從業者労働者も亦其給料勞賃を増加し得るか故に或論者は極めて樂天的なる意見を把持し、物價の騰貴は産業殷盛の反映にして寧ろ喜ぶべく決して憂ふに足らず、國民の大多數を占むる農民は穀類の高きか爲めに鼓腹擊壤し、次の多數を占むる各種の雇傭的労働者は物價の騰貴及び企業者利潤の増加に伴ふ所の勞賃の増加の爲に其生活程度を著るしく進め、唯國民中の比較的小部分のみが稍困難不遇の地位に沈淪するに過ぎすと思ふたり。

然れども此樂天説は近頃頻りに我國各地に紛起する所の小作人の小作料輕減の要求小地主の土地に離れ及び小作人の都會に移住する者の激増に伴ふ農村の荒廢、工業地及び鑛山等に頻りに起る所の労働争議、及び一般労働率の増加は一般物價率の増加に及はざる所の事實的證據に依りて全然裏切られつゝあるなり。

余は本論文に於ては敢て前掲諸種の問題に涉らず、單に労働争議に就て其根本的解決の意見を

述ふるに止めんと欲す。

第二節 勞働争議

夫れ勞働争議 (labour disputes) とは何ぞや、曰く資本と勞働との衝突 (conflict of capital and labour) 是なり。詳言すれば勞働者階級と資本主階級との間に於て財貨の生産及び分配に關して往々起る所の利害衝突の問題是なり。蓋し生産要素としての勞働及び資本は其本質上調和すべきものにして、決して衝突すべきものに非すと雖も、生産階級としての勞働者と資本主とは現時の産業組織及び財産制度の下に於ては屢々財貨の生産及び分配に關して意思の相違を生し利害の衝突を來して相争ふことあるを免かれず。猶ほ仔細に論せんに、總ての勞働者は總ての資本者に對して常に此種の衝突を來すものなりやといふに必ずしも然らざるなり。勞働者と稱するも、或は精神的勞働者あり肉體的勞働者あり。或は獨立せるあり雇傭的の者あり。又職業の種類に従ひて農工商礦山運輸等の勞働者あり。次に資本主と稱する者の中にも、謂ゆる閑暇階級 (leisure class) 又は佛語に謂ゆる rentier) 即ち何等産業に従事することなく、多く公債社債其他收入を生すべき動産及び不動産を所有し、此等の利子及び賃貸料に依りて安樂なる生活を爲す人あり。又は株式會社の普通の株主の如く間接に其企業に參與すれども謂ゆる局外企業者 (nicht arbeitende Uritnehmer) と

して直接に營業に干與することなく、唯其投資高即ち持株に對する利益の配當を受くる人あり。

又は株式會社の理事の如く企業の衝に當る所の謂ゆる當局企業者(arbeitende Unternehmer)あり。

此第一は純然たる資本主と謂ふべく、第二は資本主たる資格を主とし企業者の資格を従とするものと謂ふべく、第三は企業者の資格を主として資本主の資格を従とする者と謂ふべきなり。

扱勞働爭議は前掲何れの種類の勞働者と何れの資本主との間に起るものなるや、又は何れの種類と種類との間に多く烈しく起るものなるやといふに、勞働者の側に就て見るに精神的勞働者よりは肉體的勞働者に多く起り、獨立せる勞働者には殆んど無くして常に雇傭的勞働者に起り、商業使用人又は農業勞働者よりは工業鑛山業運輸業の勞働者に多く且烈しく起るものなり。

次に資本主の側に就て見るに、工業鑛山業運輸業の當局企業者か最も多く且烈しく勞働爭議の矢面に立つべきは勿論なり。

勞働爭議は如何なる形にて現はるゝやといふに勞働者の側よりする同盟罷業と、資本主の側よりする工場閉鎖とか其最も重要なものなり。而して此等の爭議の直接なる原因は、勞賃の増減、勞働時間の長短、及び雇傭條件に關する要求を重なるものとす。今試みに千九百十五年及び千九百十六年の両年に於て米國の重要な産業に最も多く起れる同盟罷業及び工場閉鎖の統計を調査するに左の如し。

産業の種類	同盟罷業		工場閉鎖	
	一九一六年	一九一五年	一九一六年	一九一五年
金屬工業	四七	三六	一四	四
鑛山工業	五五	四	三	三
建築業	三六	二九	一八	六
纖維工業	三三	二九	三	七
運輸業	一〇六	一〇	四	一
被服業	一七	一一	五	三
テーミング (teaming)	六二	四	六	三
麵包業	三	二	一五	三
製鐵製鋼業	七	五	一	一
煙草工業	三二	八	二	一
石工	六	二	二	一
家具工業	七	一六	二	四
挽材業	四	一三	一	一
製紙業	四〇	一四	二	一
硝子工業	三	一五	一	三
縫製工業	四	一〇	一	一
肉切業 (meat cutting)	三	九	一	二
製革業	二六	五	一	二
印刷及出版	三	五	四	一
造船業	三	一	一	二

更に同盟罷業及び工場閉鎖の重なる原因に就て調査するに左の如し

爭議の要點

- 勞賃増加の要求
- 勞賃減少の要求
- 勞賃の不拂
- 勞働時間の増加
- 勞働時間の減少
- 賃増加及時間減少要求
- 一般條件
- 條件及勞賃
- 條件及時間
- 條件、勞賃、及時間
- 勞働組合の承認
- 承認及勞賃
- 承認及時間
- 承認、勞賃、及時間
- 職工長解職の要求
- 勞働者の解僱の爲
- 勞働組合外の人を雇へる爲
- 「アグリーメント」に關し
- 新アグリーメントの要求
- 差別待遇
- 同情的爭議
- 雜

同盟罷業

一九一六年 一九一五年

一〇	九	七	六	五	四	三	二	一
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二

工場閉鎖

一九一六年 一九一五年

二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二

備考 此統計は一九一七年乃至一八年の米國勞働年報 (the American Labour Year Book) に依る。

此統計に依るも勞働爭議か製造業鑛山業運輸業に従事する勞働者と其雇主との間に最も多く且烈しきを知るべく、而して其原因は勞働者の側よりする勞賃増加の要求に對し雇主の之を肯んせざるに因る者最も多く、勞働者か勞働時間の減少の要求に對して雇主の之を肯んせざるに因るもの之に次くは明かなり。而して茲に看過すべからざる事實は勞働組合の承認の要求か近頃益々多く同盟罷業の原因となることなりとす。之に關聯して注目すべきは勞働者か其仲間の解雇せられたる爲に罷業を爲し、又は雇主か勞働組合外の人を雇入れたる爲に罷業を爲すこと是なり。蓋し歐米諸國に於ては勞働者階級の團體的精神 (esprit de corps) は我國に於けるよりは大に發達し、我國に於ては今尙ほ勞働組合と稱すべきものが殆んど之れ有らざるに、彼に在りては多數の牢固なる勞働組合は組織せられて之に屬する勞働者の數は年々に著るしく増加しつゝあり。前掲「米國勞働年報」に依るに千九百十年に於て米國の各種勞働組合の組合員の數は二百十二萬餘にして、收入を生すべき各種の職業に従事する人の總數三千八百十三萬餘の約五分五厘に當り、雇傭勞働者の總數二千七百十九萬餘人の約七分七厘を占む。而して此雇傭勞働者總數中より勞働爭議に餘り

關係なき農業労働者・僕婢・給仕・速記者・商店の女販賣掛り及び労働組合か加入を許さるる二十歳未満の労働者を控除すれば、残りは一千一百四十九萬餘となり、之を一とすれば労働組合員の數は其一割八分四厘を占むることとなるなり。

抑も輓近の労働組合は産業革命の産物にして、先づ英國に發生し發達したるものなり。即ち同國に於て千八百二十四年に徒黨禁制法(Combination Laws)は廢止せられたる爲に労働者か同盟罷業を爲すことか合法的となり、翌年には同盟罷業權(right to strike)及び労働組合を認むる法律は發布せられ、只不法なる目的の爲にする團結は禁せられたり。千八百七十一年には永久的の労働組合の合法的なること認められたり。エム、エフ、ロビンソン氏に依るに最近二十餘年間に於て英國の労働組合は長足の進歩を爲したり、千八百九十二年には組合員の總數は百五十萬人を超え、千九百一年には殆んど二百萬人に達し、千九百十三年には三百萬人を算すと。(M. F. Robinson, The Spirit of Association. 1913. p. 325)

夫れ一方に労働者か團結して企業主に對抗し彼等の利益を擁護増進せんとするに於ては、他方に企業主も亦之に對抗する團結を組織すべきは固より想像に難からず。果然企業主は謂ゆる雇主組合(Employers' Associations)を作りたり。ロビンソン氏に依るに千九百十一年二月に千百十一の雇主組合ありしと云ふ(前掲書二二五頁)。此等の雇主組合は更に聯合體を組織して、而して勞

働組合も亦其聯合體を作りて兩々相對峙するに至りて、此兩階級の團體的精神は最高點に昇騰したるの概あり。例へば其始めクライド河 (the Clyde) 岸に組織せられたる Engineering Employers' Association は漸々に其組合員を他地方に得て國民的組合と化し、能く the Amalgamated Society of Engineers なる勞働組合の聯合體と對抗して、千八百九十七年乃至八年の勞働爭議に於て勝を占むるを得、而して其勝を占むるを得たる所以は輿論の味方に負ふ所少なからざりしは大に注目す。(前掲書二二五頁)

英國に於ける勞働組合の聯合體として特筆すべきは the General Federation of Trade Unions を第一とし、加入者員數は七十萬人を算し、之に次くは五十萬人の加入者を有する the Miners' Federation なりとす。各組合及び其聯合體の事務は實行委員 (executive committees) 之を處理す、而して此等委員は組合の監督の下に在りて大なる權力を揮ふものなり。毎年勞働組合會議 (a Trade Union Congress) は開かれ、勞働者より選出せられたる代表者は其代表する人々の爲に各種重要な議案を議し及び投票するものとす。(F. A. Farrar. *Factories and Great Industries*. Cambridge, 1916, p. 71)

前述せる如く一方に多數の勞働組合と其聯合體とありて、雇主に對抗して勞働者の利益を擁護増進せんと勉め、他方に雇主組合及び其聯合體とありて、勞働者に對抗して雇主側の利益を擁護

増進せんと勉むる結果として第一に現はれたるは即ち労働争議なり。就中重要なるは労働者の側よりするストライキと雇主の側よりするロックアウトとなり。余は既に米國に於ける千九百十五年及び千九百十六年の労働争議の統計を掲げて讀者の参照に供したるか、更に英國に於ける同様の統計を左に掲げて以て余の論點を進むるの必要を見る。

年 度	争議數	關係人員數	損失労働日數
一八九三	2,511	104,000	1,070,000
一八九四	2,700	110,000	1,100,000
一八九五	2,654	111,000	1,100,000
一八九六	2,266	102,000	1,000,000
一八九七	2,600	100,000	1,000,000
一八九八	2,711	105,000	1,050,000
一八九九	2,700	100,000	1,000,000
一九〇〇	2,600	100,000	1,000,000
一九〇一	2,600	100,000	1,000,000
一九〇二	2,600	100,000	1,000,000
一九〇三	2,600	100,000	1,000,000
一九〇四	2,600	100,000	1,000,000
一九〇五	2,600	100,000	1,000,000
一九〇六	2,600	100,000	1,000,000
一九〇七	2,600	100,000	1,000,000
一九〇八	2,600	100,000	1,000,000
一九〇九	2,600	100,000	1,000,000
一九一〇	2,600	100,000	1,000,000

論 說 労働と資本との根本的協調

一九〇九	204	200,000	10,000,000
一九一〇	201	200,000	10,000,000
一九一〇一ヨリ一九一〇マテ十年平均	201	200,000	10,000,000

一九一〇	204	200,000	10,000,000
一九一〇	201	200,000	10,000,000
一九一〇一ヨリ一九一〇マテ十年平均	201	200,000	10,000,000

(備考) 一、本表は英國 Board of Trade (Department of Labour Statistics) の年々發行する Report on Strikes and Lockout に依る。

二、關係人員數は直接關係者と間接關係者とを合算したるものなり。

此表に依るに、大戦争前の三年間即ち一九一一年一二年及び一三年の三年は争議の數關係人員及び損失日數に於て著るしく其前の十年平均に超過するを見る。而して戦争開始の年(一九一四)及び其翌年(一九一五)は稍減少したれども此平均に比すれば尙ほ高率を保てるを見るへし。争議の原因は種々雑多にして一争議にして數多の原因を兼ねるものありと雖も、要するに勞賃増加の要求が大部分を占む。例へば一九一三年の千四百九十七の争議中七百七十六は勞賃増加の要求なりとす。勞働組合の承認其他勞働組合主義に屬する争議も亦重要なる原因の一なり今英國千九百十年以後に於ける争議の重なる原因及び之に直接關係せる勞働者の數を前掲年報に依りて拔萃す

ること左の如し。

左の年度に起れる争議に直接關係せる労働者數

重なる原因	一九一〇	一九一一	一九一二	一九一三
●●●●●● 増加ノ要求	10,928	11,429	11,406	11,429
●●●●●● 最低賃金ノ要求	—	—	2,000	—
●●●●●● 賃低減ノ反對	2,155	1,210	2,222	1,222
●●●●●● 其他	1,251	1,112	1,222	1,222
計	14,334	12,651	14,850	13,873
労働時間	3,388	4,222	1,450	1,450
減少ノ要求	8,672	1,222	2,222	10,114
其他	1,793	1,111	1,222	1,222
計	10,465	2,333	3,672	11,336
特別階級又ハ特別人ノ雇傭	11,473	11,473	11,473	11,473
●●●●●● 勞務ノ方法	11,304	11,304	11,304	11,304
●●●●●● 労働組合主義	11,304	11,304	11,304	11,304
●●●●●● 其他ノ原因	11,304	11,304	11,304	11,304
總計	25,799	25,004	28,522	25,209

此表に依れば勞賃増加の要求に次きて最も重要なるは労働組合主義 (Trade Unionism) なりとす。蓋し此主義の確立即ち雇主及び其組合をして労働組合を承認せしむることは間接に労働者の雇傭條件を改善するに大效あるものなり。何となれば労働組合にして承認せられんか、労働者對

雇主の契約は個人契約より進みて合衆協約 (collective bargaining) となることを得、各労働者は個々々に各雇主と自由契約を爲す代りに、労働組合の合衆的勢力を以て雇主又は其組合に對して勞賃其他雇傭條件を協定するを得、謂ゆる "Union is Strength" の効果を完全に收むるを得ればなり。次に尙ほ附説を要するは此表の最後の項に其他の原因とある中に謂ゆる同情的罷業 (sympathetic strikes) を含むことは是なり。千九百十三年に起れる純然たる同情的罷業の數は十二にして關係労働者の數は一萬五千三百人を算す、而して此種の罷業は年々増加の趨勢を呈し、千九百四年の數一より千九百十二年の十五となり千九百十三年は數に於ては減したれども關係労働者の數に於ては前の何れの年よりも増加せりと云ふ (前掲千九百十二年 Report on Strikes and Lockouts p. XVIII 參照)

余か前後に掲げたる米英二國の労働爭議の各統計を對照するときは、現時先進産業國に於ける労働者階級か如何に團結力に富み團體的精神の鞏固なるかを見るべし。我國に於ては近年同盟罷業の漸次多く且烈しく成り行くを見、特に大戰争後に於て注目すべき大規模の罷業を見ると雖も、未だ労働組合を公然名乗る所の團體を見ず、又此種組合を積極的に認むる所の法律あるなく、却て之か成立を妨ぐる如く見ゆる所の法令 (即ち治安警察法第十七條) の嚴存するあり。且又我國には労働者なく労働局すら無く、労働爭議を調査し及び之を報告する特別の機關なく、余の推測

する所によれば政府は或省或局をして片手間に年々労働争議を調査せしめ、之か統計を作りつゝあるか如し。然れども余輩社會問題の研究者に取りて最も重要な此等の報告及び統計は啻に之を手にし難きのみならず、偶ま其片鱗を窺ふことあるも官の秘密書類として、之か公表を禁ずるは從來の慣例なりしなり。其れ然り故に余は本論文に於て我國の労働争議の詳細なる統計を掲ぐるを得すと雖も、要するに我國の労働争議は英米の如く大規模に組織的に行はるゝものに非ず、而して労働組合の承認又は同情的罷業の如きは殆んど絶無に幾し。嗚呼これ幸にして我國企業者側一日の愉快を許すに似たりと雖も、嗚呼又不幸にして我國労働者側の團結力の尙ほ甚た微弱なるを示すものなるを如何せん。

第三節 團體的精神の惡化

前節に述べたる所に依れば歐米の労働者は我國の労働者に比するに其團體的精神は遙かに卓越し、從て其團結力は甚た鞏固なり。近來労働組合主義の益々旺盛に向ひ、各種の多數の労働組合が組織せらるゝのみならず、此等組合の聯合體も亦成立し、同盟罷業は啻に一組合に屬する或種の労働者の間に起るのみならず、同種の全國労働者をして一齊に戦はしむることあり。加之同情的罷業と稱して或種の労働者の罷業に同情して他種の労働者か罷業することあり。斯の如きは寧

る團體的精神の惡化と稱すべきものなりとす。是れ尙可なりとするも、彼のサンデカリズム(Syndicalism)を奉する徒輩に至りては労働組合主義を迂遠なりとし、又社會主義の如き政治的手段に依りて生産組織及び私有財産制度に大改革を施さんとするを同じく緩漫なりとし、直接手段(direct means)に依りて雇主資本主階級を破滅せんと企つるに至りては、團體的精神は將に惡化の絶頂に達せんとするの概あり。サンデカリズムの直接手段は他なし、一般的同盟罷業とサボタージユとの二者是なり。同情的罷業は其名の示す如く尙は一片寛容すべき餘地なきに非すと雖も、一般的罷業に至りては善にまれ惡にまれ總ての雇主資本主を仇敵とし、社會民衆の迷惑を一切不問に措きて、唯獨り労働者階級の私利を遂げんとす。其不義不正は多く論するの要なし。而してサボタージユは唯勞務に服するの形を存して出來得る丈其實を失はんことを勉むる行爲にして、例へば故意に仕事を緩徐にし、手を抜き、錯誤をなし、機械器具を適宜に使用せず又は手入れせず、原料を濫費する等、凡そ雇主に損害を來すべき事は其何たるを問はず之を敢行して憚らざるものなり。同盟罷業は勞賃を犠牲に供する點に於て幾分か男らしき點ありと雖も、サボタージユに至りては卑劣隱險悖徳の甚しき言語に絶すと謂ふべきなり。蓋しサンデカリストと雖も斯の如き行爲を以て正義人道に合すと思考するには非ず、唯彼等の敵視する資本階級を斃すの目的の爲には最良の手段なり劍戟なりとなすのみ。而して此の劍戟は社會主義者猶以て双鉞を有すと爲し、たと

ひ其一鉢は資本主を傷つくを得るとも他鉢は却て労働者を傷くるものなりと論じて此種の手段を執ることに反対し、現に米國に於ける最も有名なるサンデカリストはサボタージユを主張したる爲に社會黨の國民委員會より召還せられたりと云ふ。(Henry F. Ward. The Labor Movement. N. Y. 1917, p. 74-75)

社會主義者かサボタージユを排斥するは頗る可なり、然れども彼等も亦サンデカリストと同じく雇主資本主階級を以て仇敵とする者なり。此階級を斃して労働者階級のみより成る社會となさむとする目的は共同にして唯其手段を異にするのみ。之に反して社會主義にも屬せず又サンデカリズムにも屬せざる労働組合主義の主張者は必ずしも雇主資本主階級を不倶戴天の仇敵とする者に非ず、偶ま之を敵視して相争ふことあるも唯一時彼等の行爲又は不行爲に對して反對するに過ぎず。故に若し自己の要求にして彼等の容るゝ所となれば此両者は再ひ和衷協睦すること恰も水魚の如きものあるなり。然らば則ち余か本論の題目となしたる所の「労働と資本との協調」詳言すれば「労働者階級と資本主階級との協調」なるものは社會主義者及びサンデカリストに向て絶對に勸説すべからざるものにして、換言すれば彼等は此問題を好意的に論議するの資格なき者なり。夫れ労働者階級が團結して各種の労働組合を組織し、更に進みて此等組合の聯合體を組織し、以て資本主階級に對抗するは事物進化の當然の成行にして若し法律其他人爲的干渉を以て此自然

の潮流を阻止せんとするは實に無益にして且有害なるのみならず、到底不可能事に屬すへし。而して之と同時に資本主階級か雇主組合及び其聯合體を組織して、以て彼等に對抗せむとするに至るもの亦均しく進化の趨勢に非ずんはあらず。斯の如く歐米諸國の産業界に行はれ來りし此自然の潮流は今や我國にも湧き出て、各種の勞働者か屢々一時的團結を作り、彼等の雇主に對して合同的要求を爲し、往々同盟罷業の擧に出づる者頻りに起りつゝあり。是に於て或一部の論者は之を以て勞働者の覺醒なりと爲し、彼等をして更に進みて永久的結合體たる勞働組合を組織せしめむことを主張し、之か障害たるへき法律（例へは治安警察法第十七條）は之を徹廢し、之を保障せしむべき法律（例へは勞働組合の法人たるを認むる法律）を制定すへしと論するに至れり。然るに他の一部の論者は近頃我國に於ける同盟罷業の頻發を以て主として外國惡風の傳染及び社會主義者又は洋學者の直接又は間接の煽動に由るものとなし、勞働組合の設立の獎勵及び承認は益々此弊害を大ならしむるものなりと思考したり。此兩說中後者は時世の進轉を解せざる固陋頑冥の説にして、固より取るに足らず。而して前説は尙ほ十歩の近きを見て千里の遠きを窺はざるの短見たるを免かれざる如し。此論者は我國勞働者の同盟罷業を以て其自覺なりとなし、歐米に於ける永久的勞働組合並に其聯合體の組織を以て歐米勞働者の一層大なる自覺となし、而して此説の必然の結果として歐米に行はるる大規模の同盟罷業を以て勞働者の自覺の大なるものとなし、同情

的罷業を是認し、一般的罷業を寛假し、サボターヂユをも必要なる害 (necessary evil) なりと認むるに至らむとす。嗚呼斯の如きは自覺に非ずして迷蒙なり、地上の霧を出てて更に空間の雲に入りたるものなり。勞働者の團體的精神の發達を望みて却て其惡化を招くものなり。團體的精神は之を善導せざるへからず、之か惡化は勉めて豫防し排除するを要す。然らば如何にして彼を善導し此を豫防排除すへきか、曰く勞働者及び資本主兩階級をして更に遠大なる自覺を爲さしむるに在るなり。

第四節 勞働者資本主兩階級の覺醒

何をか勞働者資本主階級の遠大なる覺醒と謂ふ乎。曰く現今我國の勞働者階級は雇主階級に對抗して自己の利益を擁護すべく覺醒したる如しと雖も、未だ雇主と共同の利益を進むべく覺醒せず。又我國の資本主階級は猶ほ我國勞働者の勞賃の低きことと勞働時間の長きことを以て外國の競争に對する最好の武器なりと誤想し、最も善く待遇せらるる勞働者の勞力は最も低き生産費を成すこと (economy of high wages) を悟らざる者多し。故に若し此兩階級にして両々相對抗して利益を取るを争ふの態度を一變して、相互に協調して共同の利益を進むる行動に出でんか、謂ゆる "union is strength" は一層其効果を大にすべく、而して外國に於ける兩階級が狹隘なる階級的

團體精神に驅られて各種の紛争を爲しつつある間に於て、我國の兩階級は此廣遠なる超階級的の和衷協同を實行せば、産業の戦争に於て優勝の地歩を占むべきは毫も疑を容れざるなり。然るに若し我國兩階級にして一々外國兩階級の擧に倣ひ、其轍を履みて、徒らに利益の紛争を是れ事とするに於ては、我の後進的産業は到底彼の先進的産業を凌駕するを得ざるは勿論或は之に追及することすら能はざるべきなり。夫れ斯の如く我國兩階級か先づ各自の階級的自覺を爲し、更に超階級的自覺を爲すは我國の後進的産業をして外國の先進的産業に對抗せしむるに最も緊要の事なりとす。而して余は信す此兩階級の覺醒すべきは之に止まらずして、更に覺醒すべき一層高遠なるものあることを。何そや、曰く生産階級としての利益と消費階級としての利益を合致せしめ、及び經濟的大利と道徳的大善とを調和せしむることの國民的覺醒是なりと。

先づ第一に勞働者階級と資本主階級との共同利益に就て述へん。社會主義者は勞働のみを以て唯一なる根源即ち唯一なる生産要素となし、資本は勞働より作り出されたるものに外ならず、故に資本主の所有する資本は勞働者の生産したる所をも掠奪したるものなり、勞働者は現時の資本主義的生産組織の下に於ては其生産したる所の中より唯彼等の最小生活費を勞賃として前拂を受くるに止まり其餘剩即ち謂ゆる餘剩價值は全然資本主の爲に掠奪せらるゝものなりと思考したり。嗚呼此説は肉體的勞働を見て精神的勞働を忘れ、勞働以外の生産要素及び生産要件即ち自然・

資本・企業及び國家を度外に措くものなり。抑も此等の生産要素及び生産要件は皆餘剩價值即ち生産費を超える價值を作り出すものなり、而して此等か適當に協力するときは其作り出す所の餘剩價值は大なり。例へば耕作に向ての肉體的勞働は農學上の精神的勞働の協同を得れば一層大なる餘剩價值を生すべく、而して此等の協同せる勞働は確かなる土地不順なる氣候に於て施さるゝよりは肥沃なる土地適順なる氣候に於て施さるゝことに依りて一層大なる餘剩價值を得べく、又是等の勞働及び自然の生産力は良好なる種子肥料及び農具即ち資本の補助に依りて尙一層大なる餘剩價值を生すべく、而して此等の生産要素を適當に結合するは企業者の任務にして彼等も亦一種の精神的勞働者に外ならざるなり。是に由て之を觀れば社會主義者が勞働特に肉體的勞働のみが餘剩價值を生ずるか如く説き去るの謬まれるは明かなり。

蓋し自然は生産要素として吾人に莫大なる恩恵を與ふれども場合に由りては吾人の勞力を過度に費さしめ又は吾人の生産物を奪ひ去ることあり、例へば淫雨旱魃風霜地震等の場合は是なり、之と同様に食害なる資本主企業者は往々勞働者を虐使し、彼等の當然得べき勞賃の一部を横奪して唯我等をして辛ふして其生命を維持するに足るものゝ外は毫も餘剩收入なからしむる場合なからず。然れども是は寧ろ例外的場合にして一般的事實に非ず、一時の變態にして永久の常相には非ざるなり。晚近文明諸國に於ける勞働者の生計愉樂の程度か漸く進みて、彼等階級中より多數

の中産階級及び小中資本主を輩出せしめつゝある事實に徴して余輩の説の謬らすして社會主義の説の當らざるを知るべきなり。

故に勞働者階級か互に一致團結するは固より彼等の利益を進むる所以なりと雖も、此團結の力を以て資本主階級と協調するは尙一層其利益を進むる所以なり。資本主階級に就ても亦同しく其一致團結の力を以て勞働者階級と協調するときは更に大なる利益を贏ち得へし。斯くして勞働組合と雇主組合とは好戰的のものに非ずして協調的のものとなり、同盟罷業工場閉鎖の發案者に非ずして、紛争を豫防解決し共同の利を進め損害を濟ふの機關とならば、此兩階級の利益は果して如何をや。歐米勞働組合及び雇主組合の歴史を見るに漸く好戰的のものより協調的のものに發達しつゝあるは争ふ可からず勞働争議に關する和解及び仲裁 (conciliation and arbitration) の制度の發達せる事及び争議か事前に阻止せられ又は中途に圓滿解決したる多くの事例は之を證して餘りあり。然るに後進産業國たる我國の勞働階級は之を悟らずして、唯彼の謬れる先蹤を遂ふて其覆轍を踏まんとし、又我國資本階級は現下の如き産業の異常に良好なる時局に際し最も容易に實行し得へき勞働者優遇に向て先手を打つを躊躇して、同盟罷業サボタージュの勃發に驚きて拙劣なる後手を引く者多きは實に慨嘆に禁えざるなり。

第二に是等生産的兩階級は啻に其共同の利益を進むる上に於て協調を爲すべきことを悟るの要

あるのみならず、更に一般消費者に對して彼等の負ふ所の責務を盡すへきことを忘るへからず。余輩が前節に説明せる如き團體的精神の悪化は一二階級の私利の爲に社會全般の公益を犠牲に供せしむるものなり、資本主か産業合同に由り獨占的事業に由り生計必需品の買占に由り其他陋劣險險なる手段に由りて一般消費者を苦しめ社會の公益を奪ひたる事例は甚だ多しとす。且彼等は斯くして得たる富を其雇傭労働者に配分するを吝みて、唯其私財を累積するを勉め、其一部を着侈に費やして以て豪富を誇示す、歐米に過激なる社會主義及ヒサンデカリズムの熾烈なるは蓋し此等横恣無責任なる資本主階級の自から煽動したるものと謂ふべきなり。

資本主階級が社會の公益を無視する斯の如くんば、其雇傭者たる者知らず知らず之を倣ふは自然の勢なり。彼等は同盟罷業サボタージュに依りて資本主を害せんとして却て一般消費者を苦しむ、近年英米に起れる大規模なる鐵道労働者罷業や炭坑労働者罷業が如何に多數の人民をして凍餒せしめたるかを知るときは余輩は轉た戰慄を禁する能はざるなり。かの同情的罷業及びサンデカリストの主張する一般罷業の如きは社會公衆に對する不信悖德無責任の最も甚しきものにして、此の如き行爲は絶対に之を排斥せざる可からざるなり。

然れども若し資本主階級にして一般消費者の利益を尊重し、社會の公益を少くとも害せざる範圍に於て、其労働者と協調して生産事業を營むならば労働者も亦自から之に共鳴同化すへきは毫

も疑を容れざるなり。然らば協調の方法は如何ん。曰く是れ國に由り地方に由り時代に由り又産業の種類に由りて多種多様なるへしと雖も、我國の機械工場又は運輸業に於ける勞働時間の過長なる、婦女少年の夜業、休日及び休憩時間の過少、學齡兒童の使役等當然改廢すべきものに屬す。又近年一般物價の異常なる騰貴に對して一般勞賃は之に伴はず、縱令勞賃は名義的には増加したれども實際的には尙ほ減少せるを免かれず。而して資本者側に於ては現下の時局に際し産業の空前なる好況の爲に謂ゆる當局企業者の多數は莫大なる企業的利潤の大部分を其所得とし、而して局外企業者と雖も、又過分なる利潤配當を得て世上羨望の的となる者甚だ多しとす。故に斯の如き企業に於ては其企業主は勞働者側よりの要求を待たず。自から進んで彼等の勞賃を増加し、少くとも名義的勞賃の増加をして實際的勞賃の増加と均しからしめ、其純益の一部は必ず之を勞働者に配分することは此兩階級間の紛争を根絶し彼等を確實に協調せしむる所以の道なりとす。

然るに此利潤配分方法に反對する者の説に依れば第一に利潤は企業者の精神的勞力と彼が營業上獨り負擔する所の危險 (risico) とに對する報酬を兼ねるものなれど、勞働者は何等危險を負担せず、營業の不利に拘はらず契約上の勞賃の前拂を必ず受くる者なるか故に利潤の配分を受くるは過當なりと爲し。第二に歐米諸國に於て利潤配分法が實際に餘り多く行はれず、偶ま之を行ふものあるも久しからずして中止する者多き事實を擧げて、以て此方法實施の困難なるを説かん

とす。然れども余の見る所にては此二説は共に取るに足らず。第一、企業上の危険は企業主の直接に之を負擔するは勿論なれども、實は労働者も亦間接に之を負擔するのみならず、其危険は二層甚たしきものなり。企業者は景氣好き時は莫大の利潤を得て之を貯蓄するか故に一朝不景氣又は産業上の危機に遭ふも、能く其地位を保つを得へしと雖も、労働者は日常の勞賃にて其生計愉樂の程度を維持し得るに止まり、縱令景氣宜しき時と雖も、多分の貯蓄を爲すの餘裕なき故に一朝不景氣又は産業上の危機に遭ひて勞賃を減少せられ又は解雇せらるゝときは往々飢餓に逼るべきなり。故に利潤は(1)企業者の精神的勞力に對するもの(2)企業者の負擔する危険に對するもの及び(3)労働者の負擔する危険に對するもの、三目に分ちて之を適當に配分し又は貯蓄するを要す。企業者か利潤を労働者に配分するに方り一部は現金を以てし、他部は積立て置きて疾病不慮の災害又は失職等の危険に備ふるは實に必要且適宜の方策なりとす。株式會社か使役する労働者に利潤配分として株を與ふるは亦甚た可なり。蓋し斯の如くするときは企業主と労働者との利害は一致し、兩者の關係は親密となり、勤勉忠實節約等あらゆる美德は發揮せられ、かの思むべき疾視反目紛争擾亂等の悪行は地を掃ふべきなり。

第二、利潤配分法か歐米に於て實際に餘り多く行はれず、且其繼續する場合妙なきを指摘して暗に其實施を否む者あること前述の如し。然れども此事實は歐米に於ける資本主階級の超階級的及

ひ國民的覺醒の未だ足らざるを證するものなり。大和魂を具へ武士道の鍛鍊を受けつゝあるべき我國民は必ずしも個人主義的歐米人民の利己的行爲を學ぶを要せず。如何に良好なる方法も之を行ふの誠意を缺くときは到底其效果を生せしむるに由なし、歐米に於て利潤配分法の善く行はれるは蓋し誠意の足らざるに由る。例へば或株式會社が純益の中より株主への五分の配當及び責任積立金を除きて其餘を或る標準を以て株主と勞働者との間に分割せんことを勞働者に約束したりと假定せよ、此場合に於て若し企業者に誠意なければ彼は種々の手段を以て成るべく此配分すへき剩餘額を少くすることを勉むべし、即ち固定資本の減價補充立金を過度に多くし、又は水株を作るか如し。水株とは從來の株主に資金の拂込を爲さしむることなくして新たに與ふる所の株を謂ひ、例へば茲に一割の利益配當を爲し得る會社ありて水株に由りて其公稱資本を二倍にせば株主は實際は一割の利益配當を受くれとは外形上は五分の配當にして、勞働者に向ては何等配當すへき餘裕なき如く見せしむべきなり。巧慧なる企業者か斯の如き手段に由りて或は脱税を敢てし、或は勞働者に對する勞賃の低減を爲し又は其増加を拒絶するの口實とする者固より尠ならず、斯かる徒輩か勞働者に向て利潤配分を約束するは謂ゆる羊頭を掲げて狗肉を賣るの類のみ、十目の視る所ろ十指の指さる所ろ忽ち其真相を看破せられて却て勞働者の側よりする利潤配分法廢止の要求となることありしは亦怪むに足らざるなり。余故に曰く如何に良好なる方法も之を行

ふに誠意を缺くときは到底其効果を奏する能はざるものなりと。是豈に獨り利潤配分法のみならむや、和解及び仲裁制度も然り、労働組合の承認も然り、工場法其他労働者保護法も亦然りとす。

以上述べたる所に由りて之を觀れば労働者階級と資本主階級との根本的協調は經濟的の大利と道德的の大善との融合一致に在り。蓋し此兩階級か生産上相互に助くるものなるを悟りて互に其恩を報せんことを欲し、又彼等は其經濟上の利益を受くるに就ては自然の恩祖先の恩先覺の恩國家の恩社會民衆を受くること甚大なるを感じて之に報せんと願ひ、斯くの如くにして誠意を以て此等報恩を實行せんと勉むるならば労働爭議は其跡を絶ちて産業の平和は確立すべく、而して自然の恩・資本主階級の恩・祖先・先覺及び國家の恩を忘るゝ所の社會主義やサンデカリズムは到底其勢を逞ふする能はざるへきなり。(完)